

令和2年度 第1回宮城県文化財保護審議会 議事録

日 時：令和2年9月2日（水）午後1時30分～午後3時30分

場 所：宮城県行政庁舎9階 第一会議室

出 席：阿子島委員，荒木委員，永広委員（会長），川島委員（副会長），菊池委員，
佐藤委員，永井委員，長岡委員，長島委員，平吹委員

○司会（佐藤総括）

ただいまから，令和2年度第1回宮城県文化財保護審議会を開催いたします。

議事に先立ちまして，委嘱状の交付を行います。予め委員皆様の机上に配付しておりますので御確認ください。

今回委嘱しました委員皆様については，こちらから席順により御紹介させていただきます。

（委員紹介）

○伊東教育長

令和2年度 第1回宮城県文化財保護審議会の開催にあたり，一言，御挨拶を申し上げます。委員の皆様方におかれましては，日頃より本県の文化財保護行政の推進につきまして，御指導と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。また，御多忙のところ，御出席を賜りましたことに重ねて感謝申し上げます。

さて，本日の審議会では，昨年度に引き続き，文化財保存活用にかかる大綱について御協議いただきます。新型コロナウイルス感染症の関係でこの時期になってしまいましたが，策定に向け，御意見を賜りたいと思います。

そのほか，各担当より昨年度の事業実績及び今年度の事業計画等について御説明いたしますので，よろしく願いいたします。

今年度は，国や県が定めた震災復興計画の最終年度となります。復旧・復興事業となる被災文化財の修復等や，復興発掘調査につきましては，一部の事業を除き，ほぼ完了しておりますが，県といたしましては，今後とも，関係自治体と緊密に連携を図りながら，復興事業および通常事業に係る業務を迅速に進めていきたいと考えております。

本日は，長時間にわたる会議となりますが，よろしく御審議を賜りますようお願いを申し上げます。開会の挨拶とさせていただきます。本日はよろしく願いいたします。

○司会（佐藤総括）

本日の審議会の定足数について報告いたします。委員11名のうち，10名の皆様に御出席いただいておりますので，文化財保護審議会条例第6条第2項に規定する，会議の定足数を満たしております。

それでは，今回の任期中，初めての会議となりますことから，文化財保護審議会条例第5条の

規定により会長及び副会長を互選いただきたく存じます。

委員の皆様から、御推薦等ございますでしょうか。

○永井委員

会長には永広委員を、副会長には川島委員を推薦します

○司会（佐藤総括）

会長には永広委員に、副会長には川島委員にという御推薦でございますが皆様いかがでしょうか。

○委員

異議なし

○司会（佐藤総括）

御異議がないようですので、永広委員と川島委員にそれぞれ会長、副会長をお願いいたしたいと存じます。

それでは、永広会長に一言御挨拶をいただければと存じます。

○永広会長

御推挙いただきました永広でございます。前年度に引き続き会長を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

今日はもうちょっとソーシャルディスタンスを取れる部屋かなと思ったんですが、少し距離が近いようですけれど、なるべく短時間に審議を終えたいと思います。

ようやく震災からのいろいろな復旧のめどが立ってというような時期に、昨年は集中豪雨の被害もございましたし、それに引き続いての新型コロナということで、文化財行政を含めて、行政、それから民間それぞれ、ただならぬ時になっていると思います。特に、民俗芸能のように、人と人の触れ合いから生まれた文化を保存して活用していくというような事業を考えると、これからの文化財に関わる様々な事業の推進は、大変になってくるのかと思います。

本日御議論いただきます大綱でも、おそらく、最近の異常と言えないいろいろな気象現象に伴う災害とか、或いは新型コロナに伴う諸問題についての解決策も含めた内容になっていくのかなと思います。本審議会は様々な分野の方々にお集まりいただいておりますので、いろいろな知見を出し合って、問題解決に繋がればと思います。

今年度の審議よろしくお願いいたします。

○司会（佐藤総括）

永広会長ありがとうございます。議事に入ります前に、伊東教育長は、次の予定がありますことから、ここで退席をさせていただきます。

（伊東教育長退席）

続いて、議事に移りたいと存じます。

ここからは、文化財保護審議会条例第6条第1項の規定により永広会長に議長をお願いいたします。

○永広会長

議事に入ります前に、本日の議事内容の協議事項にあります「宮城県の文化財保存活用にかかる大綱の策定について」の「イ 文化財の諸課題について」の内容には、公開されていない個人情報等が含まれておりますことから、情報公開条例第19条により、非公開とさせていただきたいと思いますが、皆様の御意見をお聞かせいただきたいと思います。委員の皆様いかがでしょうか。

○委員

異議なし。

○永広会長

それでは、情報公開条例第19条の規定により、3分の2以上の多数の御意見がありましたので、本日の令和2年度第1回宮城県文化財保護審議会の協議事項「宮城県の文化財保存活用にかかる大綱の策定について」の「イ 文化財の諸課題について」は、非公開とさせていただきます。

(1) 協議事項 イ) 文化財の諸課題について 【 非公開 】

(1) 協議事項 【 公開 】

宮城県の文化財保存活用にかかる大綱の策定について

それでは、宮城県の文化財保存活用にかかる大綱の策定について、事務局から説明をお願いします。

○関口班長

ここからは大綱の具体となりますので、ロ) 骨子案からの主な変更・精査事項、ハ) 大綱の枠組み・素案、ニ) 今後の進め方までまとめて説明させていただきます。

黄色付箋の協議資料1ページから順を追って説明します。本日は、主として大綱の構成について御審議いただきたく、資料は赤の付箋の資料1と2が中心となりますが、審議にあたり全体像を確認いただく必要があるため、資料3として大綱の素案を提示させていただきました。適宜御参照いただければ幸いです。なお、素案については、大綱・地域計画を担当する文化庁地域文化創生本部に一度内容を見ていただいており、修正できる点は修正をしております。

それでは、ロ) 骨子案からの主な変更・精査事項について。資料1をご覧ください。昨年9月の審議会で提示した骨子案と、今回の提示の素案の構成を比較したものです。また併せて、資料2の枠組みもならべてご覧ください。

主な変更・精査箇所を説明します。まずストーリーの整理です。①目的・位置づけ・対象②課題整理③基本理念④基本方針⑤基本方針施策展開⑥基本方針の推進⑦今後の視点の7項目を、流れ

を意識してまとめてみました。資料2の枠組みをご覧ください。上に記載される①③④⑦が理念的、下の②⑤⑥が現状分析及び実践となります。骨子案とは大きく変わっていませんが、これらの別を意識すると、はたしてこの順番で良いのかは検討の余地があるかと思えます。是非御意見をいただければと思います。

続いて主語の整理。大綱は県が策定するものであることから、他の都道府県でもその主語が「都道府県は」となっているものが少なくありません。しかし宮城県で策定する大綱の主語は、県・市町村・所有者・管理者等すべての関係者となるよう、意識してまとめてみたいと考えています。具体的には、現状や課題は県の問題以外も整理し、また基本方針の施策も文化財関係者が向かう方向性を示します。なお、県が実行する方針や実施する事業については、基本方針施策の下に記載するようなイメージを考えています。

そして現状・課題の記述について。骨子では文化財分野別としておりましたが、イ)文化財の諸課題でも触れたような共通課題も多いことから、横断的な「管理」「保存」「活用」等での整理に変更します。

さらに、昨年9月提示の骨子案では、前段として「文化財の特徴」をまとめることを示しておりました。大綱において「文化財の特徴」をまとめることは、エリア構想などが基本方針に反映される場合には大変有効かもしれませんが、現在把握している文化財や指定等文化財で各地域の特徴が十分に語り尽くせないということも課題の一つです。その課題を明らかにする意味においても、あえて指定等文化財の概要にとどめたいと考えています。

なお、文化財の特徴は、市町村地域計画策定において気づきを与えるので是非書くべき、という意見もあろうかと思えます。ただこれは、市町村に対し、大綱が一方的に色を押しつける結果になりかねません。能動的な策定を促す意味でも指定等文化財の概要というスタイルがよいと考えました。

最後に、大綱自体の位置付けについて。これが記載の具体に影響することから改めて整理しました。事務局としては、大綱は文化財保存活用のマスタープランと考えます。よってマスタープランに基づくアクションプラン、つまり具体については、次年度以降にアクションプランとしてまとめるべきと考えました。資料3素案の42ページ、進行管理のイメージをご覧ください。後ほど改めて説明しますが、本大綱は市町村の地域計画の策定状況を鑑みながら、並行してアクションプランを検討しながら、5年度に見直しを行いたいと考えています。

なお、一つ前で説明しました「文化財の特徴」ですが、場合によってはアクションプランの検討の際に、もしかしたら具体を整理する場が検討されるかもしれません。

以上が骨子案からの主な変更・精査事項です。

続いて、ハ)大綱の枠組みについて説明します。

資料2の枠組みをご覧ください。また随時資料3の素案も参照いただきたくお願いします。

まず「大綱の方向性」について。このうち、目的としては、県が実施する文化財にかかる事業並びに目標を再整理し、体系化することはもちろんのこと、市町村文化財保護行政の在り方の検討並びに市町村文化財保存活用地域計画の策定にあたり、“気づき”を促すものを目指します。

また、対象とする文化財は、指定未指定を問わず、また保護法で規定するもの以外も広く対象として拒まないという姿勢で臨みます。

この方向性のもと、枠組み上部の「理念」の流れでは基本理念・基本方針となりますが、いつ

たん下部の「実践」の「文化財の保存・活用に関する現状と課題」を説明します。課題は「文化財保護制度と指定等文化財」「文化財の保存・活用体制」「文化財の調査」「文化財の管理・防災」「文化財の保存・継承」「文化財の活用・普及啓発」6つの観点で整理します。そのうえで、あぶり出される以下の3つの悪循環+ α を示します。①人材の不足，体制の未整備，②文化財に対する理解不足，③社会活動・経済活動からの放置。これらは本日の議事イ)文化財の諸課題で整理したものがトレースされます。

そしてこれに加えて+ α 平時の延長としての防災を加えます。続いて，再度上段に戻り，真ん中の「文化財の保存・活用に関する基本方針」。先ほどの課題整理と初めの策定の方向性をもとに，基本理念を掲げます。資料3素案の29ページも併せてご覧ください。

理念の検討にあたっては，今一度文化財の在り方を考えてみます。先ほどの策定の方向性でも「対象とする文化財は，指定未指定を問わず，また保護法で規定するもの以外も広く対象として考える姿勢で臨む。」と示したところですが，文化財は単体で成り立つものではなく，その成立や継承の過程で，他の文化財あるいは従来文化財としての規定できなかった文化的所産と密接な関係を持ちながら，現在に息づいています。文化財を未来へと伝えていくためには，自らの営みの中にそれらを置き，地域社会・自然環境との関わりの中で，総体として保持していくことが重要と考え，人が文化財と緊密な関係性を築く土壌・基盤・環境を「文化環境」と定義し，次のような理念とします。

永続的な文化環境の維持と創出～知って，活かして，伝える文化財～

「文化環境の維持と創出」と表現することにより，文化財が周辺環境を含めた文化性を有していることをより訴求したいと思います。右の図が文化財・文化・文化環境のイメージです。

そしてこの基本理念を実現するため，以下の4つ基本方針を掲げ，文化財の保存・活用に取り組みます。

方針1 文化財を守り育む土台をつくる

方針2 文化財を適切に理解する

方針3 文化財を循環型社会システムに組み込む

方針4 文化財の災害対応力を高める

ここは課題整理の①②③+ α の解決策となる方針です。

続いて下段に降りて「基本方針の展開と推進」。本来的には上段右の「今後の文化財の保存・活用にあたっての視点」を提示したのちに方針展開とも考えられますが，ひとまずこの順番で説明します。

まず基本方針の施策展開として，各方針の具体的な取り組みの方向性を示します。方針1「文化財を守り育む土台をつくる」では，文化財の保存・活用における基礎体力として，何よりもまず整えなくてはならない「人材」と「体制」づくりについて述べます。ここで資料3素案の31ページを参照ください。具体的には《人材の継続的な確保と育成》《適材適所の人材支援》《地域で支える仕組みづくり》《関係機関との連携強化》《社会変化等に応じた条例改正》《市町村地域計画等の策定促進》《文化財関連計画の策定促進等及び文化財がかかわる計画策定への参画》を提示。そして各項目で，県教育委員会としての具体的取組を示します。例えば，《人材の継続的な確保と育成》では，文化財マネジメント研修等を活用した県教育委員会専門職のスキルアップ，東北歴史博物館や多賀城跡調査研究所などの専門組織との協働を密にし，文化財行政の人材

バンクとして機能強化，県独自の埋蔵文化財研修会等の実施などを県教委としての施策として挙げます。

「方針2文化財を適切に理解する」では，保存と活用を行う上で重要となる，文化財の本質をより深く理解することについて述べ，続く「方針3文化財を循環型社会システムに組み込む」では，常態化する資金不足解消のために，幅広い主体による保存と活用を行い，持続的なサイクルの構築を模索。最後「方針4文化財の災害対応力を高める」では，平時の体制整備・理解促進・保存活用の延長上で災害対応力を高めることを整理します。

以上，4つの方針施策展開を述べた上でその体制，具体的には《県教育委員会》《市町村》《所有者等》《関係団体》各主体の役割を改めて整理。最後に基本方針の推進のロードマップ・モニタリング・進行管理などを述べて締めます。

資料3素案の42ページを再度ご覧ください。先ほども触れましたが，進行管理はまず5か年を目処に地域計画策定状況や当方らのアクションプランの実践を整理したいと考えます。

さて，項目としてはもう一つ，上段右側の「今後の文化財の保存・活用にあたっての視点」を考えています。これは，最後にまとめとして記すか，また本来は方針の施策展開における考えの根幹をなすことなので施策展開の前にするか，御意見をいただきたいところですが，概ね次のようなこと記せればと考えています。資料3素案43ページも併せてご覧ください。

まず①人口減少社会における文化財。地域の価値観や生活スタイルに寄り添った文化財の保存と活用の積み上げは，結果として2040年問題に対応する力になることを説きます。続いて②文化財の「存在価値」と「使用価値」。中断右側の図を参照ください。これまで我々が守ってきた狭義の「存在価値」はもちろんのこと，今後は「使用価値」を広義の価値と認める必要があること。そして③文化財と関連分野とのインターフェイス。前述の「使用価値」は，関連分野との境域に存在するため，そこにある職能や人材を意識的に発掘する連携を意識すること。最後に④市町村における文化財保存活用地域計画の必要性について。フィクショナルな計画を策定するのではなく，域内の資産を可視化と課題整理から始まるよう，ニーズに応じた支援を県教委としてはしていくこと。これらを別途整理の上，提示したいと考えます。

以上が宮城県文化財保存活用大綱の枠組みです。

黄色付箋の協議の要旨にお戻りください。最後に，二) 今後の進め方を説明します。

本年度の審議会は，通常行っている文化財の指定等の審議を2回，そして大綱の審議を3回，計5回開催する予定でした。しかし，新型コロナウイルス感染症拡大により開催がずれ込んだことから，本年度は大綱の審議3回のみを実施したいと考えております。

具体的スケジュールは2ページ下欄のとおりで，今回の審議会での御意見を反映した構成・素案を，市町村や庁内関係課室に内容の意見照会を行います。その意見等を調整し，11月に審議会を開催し，具体的書きぶりを含めた案について御審議いただきます。その後，パブリックコメントを行い，来年1月には最終案を審議いただきたく考えております。

事務局としてはこのスケジュールで進行したい意向はありますが，もちろん，スケジュールありきで策定を進めるものではありませんので，是非策定の進行管理についても御意見をいただければと思います。

説明は以上となります。繰り返しになりますが，本日の審議会では，主に3つのポイントで御審議いただきたくお願いします。

一つ目は「大綱の位置付け」について。目的と方向性。そしてアクションプランとの関係と直近5か年の進行管理。また大綱の肝となる基本理念や基本方針について、その表現も含めて御意見いただきたくお願いします。

二つ目は「大綱の構成と枠組み」。主として昨年承認いただいた骨子案からの変更点について。また、枠組みにおいては記載の順序など。

三つ目は、時間が許す範囲において「大綱の具体的内容や表現」について。なお、記載内容の具体については次回審議会、あるいは皆様にお許しをいただけるのであれば、市町村・庁内意見照会と併せて御意見をいただく準備もしますが、やはり今回指摘しておきたい、ということがあれば是非御意見をいただければと思います。

以上、長くなりましたが、これら大綱の策定にかかり、よろしく御審議をお願いいたします。

○永広会長

ただいまの事務局からの説明について、委員の先生方から御質問、御意見があれば頂戴いたします。

○長島委員

ちょっと確認の意味で教えていただきたいのですが、資料1のA3横長な枠組みのところ、そこで大綱作成の方向性、二つ目のところで、「市町村文化財保護行政のあり方に、“気づき”を促すものを目指す」ってあったのですが、この“気づき”って具体的には何を気づかせようとしているのでしょうか。

○関口班長

そうですね。いろんたとらえ方があるかと思うのですが、課題を共有したいなというふうに思っております。

自分たちは何が課題かもわからないというところもあろうかと思しますので、そういったまずは基本的なところで、何が問題なのかというのを共有したい。

その上で、その問題解決のためには、どういったことをしていけばいいのかという気づきを与えられればという意味で、こういう表現をとらせていただきました。

○長島委員

わかりました。今の内容ですが、市町村からの要望の中に市町村で大綱作成する際に参考になるというか、そういう大綱を検討して作っていただきたいというようなことがあったわけですけど、今のお話の内容はそれに関わるものと理解してよろしいでしょうか。

○関口班長

「参考になるもの」という御要望は、複数の市町村からいただいております。ただ、市町村が求めているような大綱になっているかどうかは疑問だとは思っております。多分、それは違ふよという意味での参考になるものになっているのではないのかなというふうに思っております。

もっと自分たちが、能動的に考えていただくきっかけの一つとして使っていただけるような大

綱になればなというふうに思っております。

○永広会長

その他ございますか。

○平吹委員

ざっくばらんにお話をさせていただきたいのですが、まずこの大綱素案、行政文書なのでどうしても硬くなってしまうことが否めないと思いますが、今御説明いただいた内容は非常に素晴らしいものと感じました。

とはいえ、その大綱の一番大切なところが「地域に戻すのだ、地域の人に主体的につくってもらうのだ。」という点であることを考慮するならば、難しすぎるのではないかという感じもして、この辺りのバランスが非常に難しいかなと思います。何か工夫というか、対策はあるのでしょうか。

○関口班長

文化庁の指摘の中でも、横文字が多いとかいう指摘があり、また、表現がわかりにくいというような御指摘もいただいております。

表現の修正はしながらも、例えば図とか、或いは写真で、こういうのがありますといった、具体的なイメージがつくような作り込みをすればいいのではないかというようなお話もいただいておりますので、テキストだけではなく、そういった工夫もできればなというふうに思っております。

○平吹委員

ありがとうございます。読み物というようになちょっと砕けた形で、写真などを入れていただけるということであれば、コラムはどうかと思います。

先ほどから話題になっている“気づき”ですけれども、“気づき”というのは課題を認識することだということですので、おこがましい言い方ですが、いい例を見せてあげること、これは非常に大切ではないかと思います。

また、文化財の意味というのか、文化財を活用することによって生じる利益が見える化することも有益だと思います。高尚な意味でもですね。要するに、ここに書いてあるように、地域の経済や観光の活性化だとか、或いはもっと言えば、平和とか文化の拡散とか、いろいろな意味合いがある訳ですよ。だからそういうところで、「文化財というのはすごい」ということを県民の方に分かるように示す工夫が必要ではないかと思いました。

そんな意味もあって、コラムなどもふんだんに取り入れていただきながら、さまざまな工夫もぜひ盛り込んでいただきたいと思います。これは、大綱とはまた別のパンフレットの話になるかもしれませんが。

それからもう一つ、文化財課は教育庁の部局なので、掘って立つ教育というところから攻めるのが手っ取り早いかなというふうに思います。以前にもお話ししましたが、社会教育とか、生涯教育とか、強みを活かして組織的に攻めていかないと、なかなか突破口が開けないのではな

いかというような思いもあります。

○関口班長

ありがとうございます。コラム等で表現していくっていうのを、ぜひやらせていただきたいと思います。ありがとうございました。教育委員会としての攻め方というのも、もうちょっと組織的なところで検討できるところで、したいなというふうに思います。

この、大綱策定にあたっては、例えば観光、都市計画、まちづくり部局なんかも巻き込んで、なんていう話もあるのですが、私どもは、あえて文化財、それこそこの審議会で御議論いただくっていうことをベースに考えましたので、そこからまた大綱を作って、アクションプランを、というようなところでの連携のあり方も視野に、位置付けも含めてちょっと整理をしたいなというふうに思います。

○永広会長

ありがとうございます。その他。

○川島副会長

いくつか教えていただきたいことがあります。これは文化庁の事業として始まったと思うのですが、宮城県の独自の例えば文化財のとらえ方とか、そういったことを知るには、やはり他の都道府県の動向とかを知らないと、今日、企画できないと思うのですが、宮城県らしさを出せないということで、実際この大綱を作成し終えている県がいくつあって、どういう状況で或いはどういう内容であるかっていうことですね。今までの説明をお聞きしてやはり宮城県らしさっていうのが出ているというのは、やはり災害、東日本大震災に向き合ってきた県として、災害のことを考え、より強く入れているなって気はしました。

事務局の方ではどういうことが宮城県らしさって考えているかみたいなのをちょっと教えてもらいたいことと、それから空間的なその差異だけでなくやはり、この大綱の作成の時期によっても違うと思います。我々はもうコロナの時代を迎えているので、そういった時代的な影響っていうのは、これを大綱の中に作るにあたって影響されていくものかどうか。こういう意見あったらちょっと教えてもらいたいと思います。

○関口班長

はい。まず都道府県の大綱の策定状況でございますけれども、令和2年3月、令和元年度中に策定したのが、47都道府県の半分近くいっているのか、いってないかなというところで、本年度で策定完了っていうのが、それを追いかけているような形でございまして、実を言うと、本年度予定しているのが、40都道府県はいくのではないかっていうところでございます。

続きまして、宮城県らしさっていうのがどう出てくるのかというところでございますけれども、やっぱり先生もおっしゃったような東日本大震災を経験している立場からのまとめ方っていうのが、今回説明させていただいた中では、平時の延長としての防災と、というようなところが、我々らしさ出ているところかなと。紹介の仕方としてはちょっと弱いかもしれないのですが、我々はこういったものをまとめる時に、計画っていうのは大体自分たちが助ける側の趣旨でしか

ないのですけども、我々は助けられたのですね。助けられたときに、どういう受け入れ体制が取れたかとかというようなのは、経験しなくちゃわからないところがございますので、やはりそういった意味でも、受け入れ側としても平時の延長というのが、防災上は有効だというふうに考えておりますので、そういったところをちょっと強めに書いてみたところがございます。

あともう一つが、時期により多分内容が変わってくるだろうというようなところがございますけども。これも実際問題、他の都道府県の大綱見ていまして、令和2年3月いっぱい、それ以前に完成した大綱はですね、かなり観光に軸足を置いた大綱になっております。しかし、観光だけが持続可能であるかのような風潮だったのが、多分コロナによって若干変わってきている中で、果たして我々は何を守って、何を保存して活用していくのかという本質的なところに立ち返っていく、というふうなつくりになってきたかなというふうに自分たちでも考えております。ゆえに、かなり地味な内容になっていると、今感じるのはそんなところがございます。以上です。

○川島副会長

例えばですね、他の都道府県で、先ほど説明していただいた文化環境とか、そういった言葉を使っているようなところもやはりあるわけですから、大体大きな流れで構わないのですが、そういう考え方をもとに作られているとか、何かそういうことがもしおわかりでしたら、最後に一つ伺いたいです。

○関口班長

はい。実を申しますと、この大綱策定には、文化庁から指針が提示されておりまして目次案が示されております。これは昨年9月の審議会でも、指針案、皆様にはお配りしておりましたが、今回、私どもが作った大綱の目次は、目次というか構成は、全くこれを無視しております。非常に書きにくい、大綱の指針案だったものですから。我々はこういった形でまとめますということ去年段階でも提示させていただいているわけがございます。

実を言いますと文化庁の指針を読むと、例えば基本方針、基本理念を掲げるというような、指針にはなっておりませんので、他の都道府県を見ましても、早々にそういった指針通りにまとめたところでは、あんまりキャッチフレーズを出さずに、大綱がまとまっているような状況です。今、記憶にある中だと静岡県とか大阪府も、これらは昨年この策定が終わっていますけども、あとは群馬県なんかも。比較的そのボリュームがあるような大綱を作っているところは、いわゆる基本理念、基本方針っていうのを掲げているような状況で、かなりキラキラとしたものもありました。もし差し支えなければ時間がある時に、他県の大綱をファイリングしておりますので、眺めていただければと思います。

○永井委員

全体的に、非常によくできていると思います。最初にも申し上げましたが、今も話出ましたけれどもやっぱりコロナの後っていうのは、もう以前とは全然違うのだろうなっていうふうに思われます。文化財保護法改正でも、保存と活用ということで、活用というのは主に、稼ごうということですね。ただこれからは観光でこれまで通りに稼ぐということはほぼ無理なんじゃない

かなと思われま。それで、今回の指針の中でも、いろいろ書いてくださって非常にいいなと思う点がいくつかあって、方針のところ、「文化財を循環型社会システムに組み込む」というようなことを挙げておられる。またあと最後のところで今後の文化財の保存活用にあたっての視点、というような項目を作って、県が考えていくってというようなことを示されています。

この辺が非常にこれから重要なところで、新しい使用価値という言葉も使ってくださいませすけども、一体誰が文化財を使用するのかっていうのが非常に大事になると思うのです。今までは、観光に主眼を置いていたから、所有者とか地域住民とかよりも、インバウンドなどの経済効果をもたらしてくれる人を考えていたと思うのですけども。これからはですね、そうじゃなくて、やっぱり地域の人たちがその文化財と一緒にどういうふうに暮らしていくのかっていう、その辺が非常に大事なんじゃないかと思うのですよね。そうすることによって循環型社会システムっていうのは、確保できるのではないかというふうに思うわけですね。

ですから、文化庁が出してきた文化財の保存と活用という考え方と異なる考え方で作ってくださったっていうのは大いに結構なことで、やっぱりコロナの後、これからどういうふうにしていくかっていう、それが、いい意味で文化財をとらえ直す一つのきっかけになってくるのではないかなというふうに思っています。各市町村で人材が不足しているという問題があるわけですがけれども、それはもう本当にその通りであって、専門職の人もない、誰もいない。宮城県は非常に恵まれていて、建築分野に関しては専門の方が何人もいらっしゃる。普通は建築分野の職員が0ってところがほとんどです。建築物を売りにしている自治体でさえも専門の人がいないっていうのが実情ですね。少ない少ないって嘆いていても仕方なくて、循環型社会システムに組み込んで、地域社会に還元していくときにはやっぱり文化財行政だけではなかなか難しく、役所の縦割りを排除して横に繋がっていかないとなかなか難しいと思うのですよ。

建築の保存で一番困るのは、もう何十年も昔に作った都市計画の制約に引っかかってしまうということです。何とかして欲しいなと思うのですけども。一番エネルギー使うのがそこなのですよ。ただそういうのも含めて、文化財の“気づき”っていう言葉がありましたけども、住民に対してこれは大事なのだよと気づいてもらうのはもちろん大事なのですが、役所の違う部署の方々にも、文化財っていうのはこういうものなのだっていうのをわかってもらう、そういうことっていうのが非常にこれから大事になってくるのではないかなというふうに思いました。

○関口班長

ありがとうございます。具体的に縦割りをなくしていくっていうのはもちろん、我々としてやっつかなくちゃならないと考えます。ただ、今回、あえて審議会の中でこれを議論して、また教育委員会という形でまとめるっていう形をとり、文化財に関わる人間としての根幹の部分をもとめるという意識で今やっております。他の部局との連携、これはもう当然とるべきものでございますので、バックボーンを持ちながら、他の部局等と協同していくというようなことをとりたい。それが具体的にはアクションプランという形で繋がっていければなというイメージを今持っているところでございます。どうもありがとうございます。

○佐藤委員

今ちょっと文化庁の話が出ましたので、一つ大きく気になっていることを。まだ多分決まって

ないと思うのですが、文化庁からこれをつくれということになったのですが、今、コロナの関係で、大幅に税金の減収がある中で、昨年度まで予定していたことが多分、おそらくできなくなっていくという状況の中で、この大綱を作れと言った時と国の状況が全く変わってきますよね。それに対してまだ国は何も示してない。

○関口班長

そうですね。本年度予算につきましては普通に動いておりますので、観光寄りの事業も普通に交付されています。ただ、事業者、逆に事業者側が、ちょっと体力がなくなっているところがありますので、一般的な補助事業については、昨年度と同じ月よりも50%を収入が減っているような事業者についてはプラス10%加算しますっていう補助事業の動きがある程度でございます。

来年度につきましては、今のところ私もちょっとそこまでは承知してないところでございます。このコロナの状況で、国家予算がどう、配分されるかっていうのもまた若干変わってくるとはもちろんと思いますので、それによっては若干、でもそこまで軌道修正があるかっていうとちょっと、やろうと言っていたものをやめるっていうところまでいかないのではないかなというふうに思います。

○佐藤委員

防災センター作ろうとか、そういう事業とかが、今後多分縮小とか取り止めとかになってくような状況の中で、この大綱を設置してそれをもとに活用計画を作って展開していくっていう事業のあり方自体が、見直されるっていう見通しは今のところは。

○関口班長

今のところはないです。ただ、我々としては、活用ありきでこの大綱なり地域計画をまとめるのは、もうあまり意味がないのかなというふうに思いましたので、基本的には文化財の保存活用が向かうべき方向性を示すものだというような位置付けで、これに関してはまとめていきたいというふうに思っています。

他の都道府県そういった方向でまとめてその先どうなるのかって言ったところでは、大綱なり地域計画をまとめたところには何かしらのプラスαの補助金がつくよ、みたいな動きもあったのですが、それが果たして来年度以降どうなるのかっていうのはちょっと不透明です。

○佐藤委員

ありがとうございます。だから宮城県は良いタイミングって言ってしまっているのかどうか分からないですけども、ぶれずに昨年度からずっと同じスタンスで進めてらっしゃったので、とても良い形に今まとまりつつあるなと思っております。

あともう一つ、基本理念の「永続的な文化環境の維持と創出」としていただいているところなんですけど、先ほどから議論になっていきますけどこの文化環境っていうことはちょっとこなれてないというか、一般的に伝わりにくいけれども、ここをちゃんと伝えなければいけないっていうポイントのところなので、具体例を出すとかあるべき施策を出すとかをしてわかりやすくするとい

だと思います。言っていることは非常にいいのですけれども、ただ、文化財行政担当者はわからないのではないかと。で、そこがちょっとポイントになるかなと。あと、この場合の「つたえる」は、継承する方の「つたえる」でしょうか、それとも伝達する方の「つたえる」でしょうか。

○関口班長

前者です。継承する。

○佐藤委員

そこもやっぱりちょっと今、言葉としてわかりにくくなっているかなと思いますので、キャッチフレーズですとか、新しい用語というのは非常に伝達が難しいので、工夫が必要ではないかな。ただ、誰に対して何を伝えたいか、ということに関しては非常に内容的にも、主語と述語の関係がはっきりしているのです、大変良いと思います。そこら辺を工夫していきたいなと思います。以上です。

○関口班長

ありがとうございます。こなれてないっていうのはまさにおっしゃる通りでございまして、まだまだちょっと詰めが甘いところがございます。文化環境というのも、最初は文化的環境というふうに表現したのですが、文化的環境というのはまた別な意味をもってしまうということで、あえて別に定義してみたというようなところですね。これに対してもうちょっと説明が必要だろうという内部的な指摘もありますので、場合によっては実例など、こんな感じというのをもっと挟みながら説明ができるというのかなあとというふうに思います。使用価値につきましても、まだまだ違和感が残るというような御意見もありまして、また別の表現がいいっていうのであれば、また検討したいと思いますが、御意見を頂戴できればと思います。

○長岡委員

いろいろ今、質疑を聞きながら、どういう趣旨というか手法が、この大綱策定にあるのかと、だんだん見えてきまして、おそらく非常に柔軟なものにしたいという、御趣旨が込められているように伺いました。最初に御質問があったのですが、宮城県らしさっていうのがあまり出ないなという印象が。理念的には非常によくわかったのですが、あえてそこを消しているのかなというふうに、今の質疑を聞きながら、そう思いました。

それで、文化財を単独のものとしてとらえず、環境とともにとらえるというのは、全く共感いたします。この方法はとても良いと思いますので、そこが行われてないという御意見もありましたけど、それがわかりやすく伝わるように、整えられるとよいと感じました。また、この文化環境は非常に曖昧なものに、設定されているので、それが作戦だとおっしゃるならそうなんかもしれませんけれども、宮城県らしさというか、宮城県特有の文化環境というものを説明されるのが、もし、有益だと考えられるならばそういうふうにされた方がいいのではないかとというふうに思いました。ここで提案されている環境、多分、伸び縮みするというか、小さなものもあれば大きなものもあるという想定だろうと思うので。小さなものは、地方自治体の各市町村レベルの文

化環境というのも想定されているでしょうし、宮城県全体を文化環境としてとらえるというような位置付けにもなっていると思うのですけど。そこが多分、今、両方含んでいるので、すぐには伝わらないので、そこをもう少し工夫して、整理されるといいのかなと思います。

また、あえて宮城県の文化財の特徴は出しませんとおっしゃいました。それはまたそれも一つの見識かもしれませんが、やはり一つのエリアごとに結構特色がありますから、それを踏まえた、この文化環境っていうのを例示された方が、わかりやすいのではないかなと感じるところもございました。方法全体は、賛成です。

○関口班長

宮城県の文化財の特徴を、ある一定程度例示をしてという御意見も出たとは思っているのですけども。こちらも、それが正しいかどうかというところ、例示した内容が正しいかどうかという議論をしていくと本当に尽きないところがあって、なかなか難しいなというところもあります。

ただ、先ほどからも御意見、文書で御提案があった通り、例えばコラム的なものとか、或いはこういったものがあるよという何か例示的なものを、スポットで入れることによって、よりわかりやすいものが目指せるのかなというふうに、まずは検討してみたいと思います。ありがとうございました。

○長島委員

すいません。二つほどお願いがあります。一つがですね、先ほどの“気づき”が載っておりますした枠組みの表のところ。「文化財の保存活用に関する現状と課題」と言っているところの、炙り出される三つの悪循環プラスαの③なんですけども、この本文が、地域の社会活動、経済活動から文化財が放置されており、持続化、持続可能な保存活用が見込めないというふうに予算も確保できないと。これ、すべてそう言っているように読めるんですね。ですからこの枕詞として、地域によってはとか、文化財の種類によってはというふうに入れないと、何かお先真っ暗になってしまう。実際、標柱も立っていないような埋蔵文化財の遺跡はまさにこの通りです。しかしながら、地域の民俗芸能によって、地域がしっかり活動しているところもありますし、1年に1回とか2回、神社とかお寺の祭礼で、遠方から人が集まってくるようなところもあるので、その部分は認めてやらないといけませんよね。

あともう一つが、右上、今後の文化財の保存、活用にあたっての視点で、④文化財保存活用地域計画の必要性ということで、2行目前半に、地域計画は必須となるって書いていただいている。これ、大変心強いものですから、ここも大綱を各市町村に発出するときとか、或いは検討、県内市町村の首長の会議とかで、やはりこういうスタンスを、通知文とかで、それはかなり継続して、打ち出していただきたいなということとをぜひお願い申し上げたいということでございます。以上です。

○関口班長

ありがとうございます。表現については、改めさせていただきたいと思います。また、地域計画の市町村に対する通知というのはまた別途検討したいと思います。

○阿子島委員

非常に素晴らしい基本方針の1 2 3 4だなという印象を書類いただいたときから感じたのですが、要するに、全体として先ほど地味な様相になってしまっているというお話がありましたけれども、むしろそういうことではなくて、地域をつくっていく地域づくりということは、社会教育、学校教育を含めて、文化財というのは非常に大切なのであるという、そういう考え方が大変よく伝わってきました。わかりやすい言葉で、表現がされているように感じましてですね。これ、いわば、ひょっとしたらこういうのが宮城県らしさかなっていうことまで感じたのですけれども。

すなわち、大綱作成っていう時には、協議会を作りなさいとか、部局が入ることもできるっていう、話で進んでいたところが宮城県としては、こちらの教育委員会の文化財保護審議会を中核にやっていくっていう、毅然たる方針を示されたわけです。そこからの大きな流れで、今回のこの大綱の枠組みが作られているというふう感じた、と考えたところであります。例えば策定の位置付けっていう、左上のところ、言葉がゴチックになっていて、反映と考慮と配慮とを使い分けてあるっていう、ちょっと細かいかなと思いかもしれませんが。本筋で大綱がつくれ、その県の大綱が、右上の地域計画は必須となるという、このかなり表現としては強い表現ですが、これが県のしっかりしたスタンスであるっていうことが、表明しているように思いました。

それで、基本方針の1 2 3 4、ここの辺、いわばコロナ以前だと、それほどこうは聞いてもらえない方面かもしれませんが、今或いは今後となっては、大変地域社会の基本に則った、いわば、保護は保存と活用からなるっていうのは以前から言われている基本的な枠組ですけれども。その活用が以前は、何となくというか或いは明示的に、数的に経済価値を生み出すっていうことに大変大きな方向が付されていたっていうのは周知の事実なのですけれどもですね。今後の長期的なことを考えていくときに、大げさですが文明論的転換点に私たちはいるような、と言っても大げさではないと思うのですけれども。3の方針が、循環型社会システムに組み込むっていう、こんな考え方は、例えば左上のこのSDGs、持続可能な開発目標、これと連動しているわけですね。そして私たちは組織にもっともっとこう教育、それを学校及び社会、地域、それらを含めた教育をいかに地域の今後に役立たせていくかということが、やはり進むべき目標内容になる。これは自明のことですのであえて言う必要はありませんが、そのためにどういう手だてを講じるかっていうことを進めているのだと認識した時にはやはり、この地域計画は必須となる、という表現、これを強すぎる表現だということで、消さないで欲しいように思いますね。

市町村は本当に1人、2人の担当者しかいない。しかもアンケートの中でも、考古学分野は比較的ましというか、重視されてきた。これは歴史的な埋蔵文化財の記録保存のことがあったからだということではあるのですけれども、専門分野はもっともっと限られた人員で幅広く、文化財をお世話し、活用していくというときに、市役所、或いは町役場かもしれませんが、必ずしもこの地域の中での文化財の意味とか価値っていうことに、十分な理解がない方が就任されていらっしゃる。実際にあるわけですけど、そういうときにやはりこの大きな県の方針として、地域計画は、地域として作るべきものなのであるっていう、この方針は維持して欲しいように思います。ちょっと長くなってしましまして申し訳ありません。

○関口班長

ありがとうございます。必須という言葉は消さないように気をつけます。

○永井委員

そうですね。今、阿子島先生が仰ってくださった通りで、私もこの文化環境という定義が非常にいいなと思って読ませていただきました。ここで言っている、文化財っていうのは単体じゃなくて、周辺環境も含めたものだというふうに定義するってことは非常にいいことだと。人が文化財と密接な関係を、文化環境と定義したっていうのですが、ただこの「人」っていうのが誰かって言うのが問題なのですね。さっきも言いましたけども、やはり外国人でもなく、他県の人でもなく、やはり地域の人だと。それはどういうことかということ、やはり文化財というのは、もちろん経済活動も大切なかもしれませんが、それだけではなくて、やはり地域の人に伝えられていくべきものだっていうのが、文化財の大事なところなのじゃないかなと思うわけですね。だからここで言う「人」っていうのは誰か、どういう人を指すのかっていうのは、やはりきちっと心に留めていただければなというふうに思います。このコロナ問題というのは、文化財の環境を考えていく上で大きな転機になるのではないかなというふうに思っています。

○関口班長

逆にちょっと、もしよろしければ教えていただきたいのですが。私どももこの人っていうのはあまり意識して書いてなかったのですが、この人というのは、果たして、誰になるのだろうか、というのはちょっと御意見が出て、思ってしまったのですが。先生のイメージされる人っていうのは、県民すべてということになるのか或いは関係者ということになるのか。

○永井委員

やっぱり、県民すべてだと思います。

○永広会長

ありがとうございます。あまりそういうふうに露骨に変えちゃうと、文化庁が何か言うかもしれないですけど。そういう意味で人という表現よりは、例えば、地域という表現の方が合うかもしれない。

私から一つ要望があるのですけれど、この大綱の枠組みとしては最初に現状と課題の洗い出しがあって、防災のことを除くと、体制が一つ。それから理解。社会活動、経済、っていうのは、それに伴って基本方針があって、やはり同じ構造で、ここは非常にわかりやすいのですが。右上のですね、視点ということで、また別の言葉が出てくるのですね、中身を見てみると4番目の大綱は作らなきゃいけないというのを除けば、おそらくその課題と方針とほとんど同じように区分できると思うのですが。この辺り、言葉遣いも含めて少し整理しないと、もしかするとどこかで混乱が出てくるのかなというような気がいたします。

全体の構成についての私の意見は大方の皆様の通りでよくできている。特にこのプラスαとしての防災の観点というのは非常に重要です。今や2011年の大震災は別としても、宮城県沖地震はいつ起きても不思議ではないわけですし、私が30年40年前に調べた時には、短時間での

雨量50ミリとか100ミリというのは、それこそ何十年に1回でしたけれど、今、毎年確実にあるというふうにとらえた方がいいわけで、ここ数年特に文化財ということを考えた場合に、防災が大事になっている。身近なところの防災を、これはまさに日常的な課題として、今後考えていかなきゃいけない。そういう意味で、ここに4番目にプラスαとして入っているというのが適切なのかなという気がいたします。

あと細かい話についてはまた、内容の議論があるわけですが、一言だけ意見を言わせていただくと、おそらくその経済活動を重視した、活用も重要なことでこれも盛り込まなきゃいけないのですけれど。ユネスコがいう遺産の商品化は、言葉が悪くて、十分に中身を反映してないという気がいたします。それから、観光化することがすべてプラスになるかという、観光化して儲かるかっていうと、多分地元はほとんど儲からない。こういうのがいろいろなところで出ていますし、特に自然を対象とする場合には自然破壊が必ず一方にあるということで。もちろん活用は重要なことなのだけれど、少し慎重にしなければいけない。むしろ、地元としてきちんとやれることという、平吹先生がおっしゃったような、教育の観点が一つあって、文化財の理解を深めるのにはどうすればいいかという、子供たちに見てもらえばいいわけですよ。もっと学校教育に、文化財を活用する。材料はもともとあるものを使うわけですから、そんなに難しいことではない。仙台市なんかでは、各課学習で科学の面では結構きちんと、制度的に利用しているわけですが。

歴史とか文化ということについてみるとこれ、学校ごとに任せられていて、たくさんの施設が、たくさんの文化財があるのに学校教育に活用されているのはごく一部なのではないか。県でも、多賀城の立派な博物館もありますし、そういうものが活用されれば、理解というのはたちまち深さが出ると思います。今後ですね、もう少し有効な活用の手だてというのはそこから出てくるのではないのかなという気がいたします。その辺の内容のところでは、もう一度、入っているとは思いますが、御検討いただければと。

○菊池委員

感想めいたことになりましたけども、私も最初大綱を拝見した時は、やはりちょっと地味かなという印象を受けました。関口班長さんの丁寧な説明を伺って、組み立ての経緯を伺いながら議論を聞いていますと、宮城県らしく、文化財の本質とは何かということを考えさせる内容に組み立てられている。今回7番に、先程から出ているとおり、地域の価値観や生活スタイルに寄り添った文化財とあり、地域の文化財行政というのは一番基礎にあることを理解していただくようなスタイルにできていると思います。そういう意味では、今までとの方向性は違ってきた気がしました。

それを今度地域に降ろして、これ自体を読んでもらうためには、これも先程から話題になっている通り、例示するとかコラムにするとか、そういったものが所々あると良いですね。その時に大事なのは、文化財単体の問題ではなくて、自然と人とでできあがった文化財。例えば、松島という自然環境の中で石仏が生まれて、お寺が生まれて信仰が生まれる。登米や亘理や気仙沼も同様です。景色の中の文化財であり、景色の中の民俗芸能というふうに解説をしていけば、理解し易いかと思います。ひとつ残念だったのは、宮城県に文化的景観の指定が何もないことです。指定しなかった私たちの責任が大きいといえます。そういう意味では、やるべき課題はあって、

むしろ景観とか環境は、地域の文化財に関わっている方のほうがご存じです。教えていただいて、活かしてしていくような県の大綱になり、連携がとれていくといいのかなと思います。

○関口班長

ありがとうございます。

○長島委員

すいません最後に1点だけ。私から要望を一つ。草案の28ページでしょうか。文化財の活用普及啓発の中の(2)で課題とあるところに、体制に関する課題、それから手法に関する課題とあるのですが、先ほどの会長のお話などを踏まえると、他人事ですが、ここに教育に関する課題っていう1項目があってもいいのではないのでしょうか。教育は先ほど先生がおっしゃったように、学校等の中での文化財の取り扱いとかがありますし、あと教育委員会がやっぱり文化財を扱える理由っていうのは、研究っていう部分があるからだと思うのですね、市長部局で文化財を扱ったら、そういうことはなかなかできないと私は思います。そのため、研究という部分をここに課題として挙げてもいいと思います。ましてや宮城県は県立研究所として、多賀城跡調査研究所、おそらく全国の中でも、ほぼ早い時期に作り上げられていて、今もそういう調査整備をやっているわけですから、ぜひそういう部分で、一項を起こしていただけると、大変助かるかなというふうに思いました。

○関口班長

ありがとうございます。引き続き検討したいと思います。

○荒木委員

すいません初めて参加させていただきました荒木と申します。せっかくちょっと山越えしてきましたので、教えていただきたいと思います。もしかすると初めてなのでちょっと頓珍漢の問い合わせになってしまうかもしれませんが、先ほど冒頭で教育長さんから、今回震災後の総括という意味合いも含まれているという、コメントもおありだったのですが、何か個人的な印象として、というか隣県の山形県にいとよく感じることで、山形大学というのは御存知の方もいらっしゃるかもしれませんが、現在県内からより、宮城県から通ってくる学生さんの方が多くて、今ちょうど大学生ぐらいになる子たちっていうのが、震災経験、中学生とかそれぐらいで経験しているのですね。すると新しく生まれた、なんていうか震災の記憶遺産とでもいうようなですね、そういうものが何か新しく生み出されたとか、そういうことがあるのかなということ強く感じまして。同じ震災を体験しているはずなのに、やっぱり宮城県から来ている子と、そうではない子の、地震を体験しているかだと思のですが。それは文化財をめぐる環境としては非常に奇跡的なことで、なんていうか若者も、そういった記憶、無形のものを持っている。でもそれが例えば体験したことによって、先ほどの気づきという言葉もあるのですが、何か周辺の例えば津波を知らせているような石碑があったりとか、遺跡の分布とかが変わっていたり、実際にそういった震災遺構みたいなものが出てくるといったような、有形の文化財にも繋がるような。そして且つ世代間を超えて記憶が共有されていく可能性が存在している。

なんかちょっとこう、不謹慎な言い方かもしれませんが、山形県から見ていると、非常に若者と高齢者が語りあうような、活動をしている様子が世代を超えていっている様子というのは、うらやましいぐらいの。自分が石碑とかをやっているものですから、山形県でそういうことができないかなというふうに調べてみると、山形県では一基しかない。やはり何か、太平洋側に非常に多くて、そういったものが非常に頻繁に起こる環境だからこそ、なんかそういうものを立てる価値があったり、大変よく話したりとか、そういうところもあるのかなというふうに思ったりするのですが。

学校教育上の中の総括、今後のものも含めて、一旦10年ぐらい経った段階で、そういった、でもそれ、改めてその記憶が薄れようとしていく今だからこそ、県庁さんの方で、その記憶遺産とか、災害に関わるそういうものを関連付けみたいなの位置付けとか、総括をしていただく機会があるとうらやましいなと思いながら、そういったものを期待しております。それは多分、他の県から見ても、同様の災害がこれから起こる可能性はもちろんあるわけですので、何か様々な形で、地域のつなぐものとしても、可能性を様々秘めていると思いますので、そういったものも何か入れていただけると、総括をしていただけるとありがたいかなと思います。すみません長くなりましたけど、以上です。

○関口班長

ありがとうございます。個別具体になりますと、次のアクションプランで検討していきたいなと思っておりますが、その一端となるところでいうと、素案の40ページなのですけども、災害遺産の発掘という欄を作っております。この中のことで、最後にちらっと書いているところが多分、荒木先生のおっしゃるところと近いところかなと思うのですが。直接的には災害と関係ないと思われる事象もそこに表出する形態・状態が云々、と。

災害を起因とするものがあり、蓄積された情報を確実な事実として伝えていく必要があります、というようなことをちょっと触れてみました。先ほど荒木先生がおっしゃっていたようなものの一つで、例えばそういう訓練なり或いはそういったものを起因として、何か発生する事象などを明らかにしていくような、何かそういったところも文化財サイドからできないのかな、という意思を持ってこちら辺を書かせていただきました。こういった具体、具体的に何をやるかっていうときに、次のアクションプランっていうのが位置付けられればいいなと思います。もう1点、もうちょっといい表現があれば、ぜひ御教示いただければと思いますので、細かな点、ぜひ今後も御指摘いただければと思います。

○永広会長

それでは細かな内容についてはまた次回で議論をいただければと思いますが、本日の協議事項としての宮城県の文化財保存活用に関わる大綱の策定についての大枠については、御意見が出尽くしたかと思えます。この部分については、一応ここで区切りとして、次の報告事項に移りたいと思えますがよろしゅうございますか。

それでは続いて、報告事項に移りますが、その前に1点だけ。先ほど5回の審議会を3回にさせていただくというようにお話をさせていただきました。その点は御了解いただいております。

今年度は非常事態といえますか、そういうことで3回ほど会議を予定しているのですけれど、

本来の私たちの役目である文化財の指定というようににまでどうも手が回らないのではないかという事務局の考えもあります。この大綱について、やはりなるべく早く策定する必要があって、それを参考にしてまた市町村が地域計画を作るということもあります。その意味で今年度については、指定は少しお休みをして、大綱の議論に主眼を置くというようなことではいかがでしょうかということなのですが、どうでしょうか。毎年は2件ずつぐらいつつ指定をしてきたのですが、来年、たくさん指定してもいいわけですし、今年度は大綱の議論を進めていくということではよろしゅうございますか。

○委員

(了承)

○永広会長

それでは、次に報告事項に移ります。事務局から報告事項の説明をお願いします。

○関口班長

報告事項としてイからヌの10項目を報告いたします。時間も限られておりますので、それぞれ概要にとどまることを御了承ください。

1 ページ目をお開きください。本審議会の部会である松島部会について、前回審議会以降7月までの内容の報告です。松島部会は、偶数月に開催し、特別名勝松島にかかる現状変更の協議と諮問、そして事務局決裁事項の報告を行っております。また、毎月1回、部会長決定による現状変更の審議も行っております。これまでのおよそ半年の開催状況は下記のとおりです。なお、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、4月の部会及び部会長決定を在仙の平吹副会長に代理決定いただき、また5月の部会長決定は書面審査としております。

続いて2ページ目をご覧ください。東日本大震災にかかわる復旧・復興事業について、3件の報告です。まず指定文化財等災害復旧支援事業。被災した指定等文化財の復旧にかかる補助事業の一覧です。県指定文化財及び国登録文化財はすでに完了、国指定で名勝斎藤氏庭園が本年度までの事業として継続しております。このほか、市町村指定で補助要望が出ておりますが、着手はされておられません。

続いて3ページ目、復興事業に伴う埋蔵文化財の発掘調査事業は担当班長より説明させていただきます。

○生田班長

埋蔵二班生田と申します。復興事業に伴う発掘調査事業です。震災復興創生期間の最終年度ということで、事業自体は終息の方に向かっております。復興事業に伴う発掘調査につきましては、大規模な高台移転ですとか、三陸沿岸道路をはじめとした復興道路関連事業は終了いたしました。残るは比較的小規模である被災個人住宅等、これから発生することが予想されるような比較的小規模のものがありますが、これについては適宜対応していく予定でおります。これに伴いまして発掘調査体制の方も縮小と申しますか、通常ベースの体制に戻ってきておまして、今年度につきましては、宮城県教育委員会の派遣として、東北歴史博物館と多賀城跡調査研究所より

2名の派遣を受けているところです。また県内の市町に関しましては、多賀城に神奈川県からと、山形県の財団から計4名、山元町では1名の派遣を受けているところです。今後の展開につきましては、一番でお話しましたように、発掘調査、野外事業に関わりましたものについては、今年度終了する見込みであります。残るは野外調査を行った後の報告書の作成について、今年度終了すべく、現在市町の協力も含め、5市町の遺跡の調査について協力しております。今年度本発掘調査を実施しているものもありますので、これについては大元である宮城復興局ですとか、あと事業課等と緊密な連携をとりまして、終息に向かうべく、調査の加速化を図っていく予定であります。

○関口班長

続いて5ページ目をご覧ください。令和2年度宮城県被災ミュージアム再興事業について。こちら本年度が最終年度であり、亘理町の事業も一定程度の整理が完了する見込みです。

続いて6ページから11ページにかけてご覧ください。文化財の指定・選定・登録・認定等について。前回の審議会からこれまでに伊達家文書1,046通と伊達家印章127顆の重要文化財指定、史跡仙台郡山官衙遺跡群の追加指定がありました。このほか、登録有形文化財としては、3月に1件、7月に13件の答申がありました。

続いて12ページをご覧ください。指定等文化財の補助事業についてです。こちらは2ページで報告した東日本大震災被災文化財復旧事業とは別の補助事業の報告でございます。まず県指定文化財では、有形文化財丈六阿弥陀如来坐像の収蔵庫環境保全と、天然記念物3件の樹勢回復を実施しております。また、例年通り、無形文化財並びに無形民俗文化財においては、後継者育成等に補助をしております。国指定等文化財については、国庫補助事業がベースとなっている事業すべてを一覧で掲載しました。重要文化財や記念物の保存修理のほか、埋蔵文化財の発掘調査や活用、史跡等購入にかかる事業も実施されております。

16ページをご覧ください。ここからは指定文化財の現状変更等について報告となります。16ページは過去2年を含む現状変更等処理件数一覧、17ページからは、前回審議会から7月31日までに処理した史跡名勝天然記念物の現状変更等一覧です。番号で言うと8番から192番までが特別名勝松島の現状変更です。

26ページをご覧ください。史跡名勝天然記念物の滅失・き損の報告です。一覧としては国指定6件、県指定2件となりますが、特別天然記念物カモシカについては、前回審議会から7月31日までに85件の滅失届が提出されております。今回初めて提示いたしますが、27ページには近年の市町村ごとの届出件数をまとめております。また表の下には令和元年度の死因内訳を記載しました。

28ページをご覧ください。記念物以外の、特に有形文化財にかかる現状変更・修理・滅失・き損の報告一覧です。国指定で2件、県指定で2件、国登録で1件の処理しております。

29ページをご覧ください。指定文化財の公開許可についてです。県指定2件の許可を処理しております。公開承認施設での事後報告としては東北歴史博物館の3件を進達しております。

30ページをご覧ください。過去3か年の銃砲刀剣類の登録等状況をまとめたものです。なお刀剣審査会は年6回、奇数月に開催しております。本年度は新型コロナウイルス感染症流行の関係で開催が危ぶまれましたが、今のところ対策をとって5月と7月に開催しております。

31ページをご覧ください。文化財保護指導員について。こちらも例年通りの事業を実施しておりますが、4月の説明会は中止となりました。11月の研修会についても開催するか否かを現在検討中です。

続きまして32ページ埋蔵文化財の発掘状況と成果については担当班長より報告させていただきます。

○佐藤班長

埋蔵一班の佐藤でございます。埋蔵文化財の発掘状況と成果について報告いたします。

昨年度の発掘調査遺跡については、国交省との受託契約による発掘調査3件を実施しております。そのうち東日本大震災、国道事業関連の三陸沿岸道路関連調査については、先ほどの復興事業の中で報告もありました通り、すべての調査を終了いたしました。その他、県土木部執行委任による、震災復興事業に水尻川護岸復旧工事1件、それから国庫補助を活用した調査事業としては、都市計画道路、県の都市計画道路改良及び圃場整備関連の確認調査2件。そして市町村協力の発掘調査を29件実施いたしました。特に国道4号大衡道路関連の彦右エ門橋窯跡の発掘調査では、大崎市の名生館官衙遺跡など大崎平野に所在する古代の官衙、役所で見つかっております瓦と同じ模様の瓦が出土しております。その供給元が彦右エ門橋窯跡であったということがわかりました。

また、水尻川関連の大久保貝塚発掘調査では、貝や骨のほかに多量の縄文土器、それから装飾品、祭祀具等の土製品、骨角製品が出土しております。大きな調査成果を上げることができました。

今年度令和2年度の調査につきましては、予定ではありますけれども昨年度からの継続調査となります。国道4号大衡道路関連、それから水尻川護岸復旧工事関連の各1件。その他市町村協力の調査15件を今のところ実施予定としております。水尻川関連の調査につきましては、8月に現地調査を終了しました。昨年度同様、多量の遺物が出土しておりますけれども、これらは現在抽出・選別などの整理作業を行っております。市町村協力調査につきましては、今後緊急に対応が必要となる事案も出てくるのが予想されます。遺跡が所在する市町村教育委員会の業務負担を考慮しながら、必要に応じて県も協力して参りたいと考えております。

その他に、今東松島市の赤井遺跡と矢本横穴が指定に向けて動いております。今年度中に答申がなされる予定であります。実は春先の答申を予定していたのですが、コロナの関係で、第3専門調査会が開かれなかったせいで、半期遅れているという状況でございます。

○関口班長

最後34ページをご覧ください。当課が事務局をつとめております日本遺産「“伊達”な文化」魅力発信推進事業です。平成28年度に日本遺産として認定された「政宗が育んだ“伊達”な文化」では、認定後から「日本遺産魅力発信推進事業」を実施しております。国庫補助事業が終了し、昨年度からは自走化事業として持続的な取り組みを行うこととしており、この基本計画をもとに構成自治体らと連携した事業を実施しております。

なお例年、北海道・東北ブロック民俗芸能大会についての説明を報告しておりますが、本年度は新型コロナウイルス感染症の影響で延期となりました。

報告事項は以上でございます。

○永広会長

ただいまの御報告について何か御質問等ありましたらお願いいたします。

特にございませんか。御質問ないようでしたら、この報告事項についてはこれで終了したいと思います。

その他、何か今日この場で先生方から御意見或いは発言ありましたらお受けしたいと思いますが、ございますか。事務局からは、何かありますか。

○屋代班長

管理調整班の屋代でございます。第2回宮城県文化財保護審議会についてですが、11月中旬頃を予定しております。日程が近づきましたら、委員の皆様にご日程調整をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○永広会長

他になければ、以上で本日の議事の一切を終了いたします。

○司会（佐藤総括）

御審議ありがとうございました。会長をはじめ、委員の先生方、大変ありがとうございました。これを持ちまして、令和2年度第1回宮城県文化財保護審議会を終了いたします。